

保 発 0422 第 2 号
こ 成 母 第 203 号
こ 支 障 第 121 号
令 和 6 年 4 月 22 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和 51 年厚生省令第 36 号) 第 1 条第 1 項及び附則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令(令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 9 号)による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年厚生省令第 5 号) 第 1 条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式をそれぞれ別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(令和 4 年 4 月 22 日付保発 0422 第 1 号)は

廃止する。